イベントなどで営利を目的とせずに飲食物を提供する方へ

臨時出店

市町村区民祭・学校祭・文化祭・バザー・病 院祭体育祭など、営利を目的としない祭礼・

祭事の場合

届出制

露店営業 臨時営業

左記以外

営業許可制



Ι 臨時出店とは

主に祭礼・催事において、「営利を目的とせず」定められた飲食物を提供する行為をいいます。 実費等の金銭がかかる場合でも、無料で提供する場合も下記に該当する場合は臨時出店です。

- 1 公共的な目的で地域の住民団体や地方公共団体が主催・共催する催事で飲食物を提供する場合
- 2 幼稚園・学校・社会福祉施設等で開催される催事で飲食物を提供し、以下の要件を満たす場合
- (1) 出店者は催事の主催者又は関係者であること(保護者やPTA団体、周辺住民など)
- (2) 催事の参加者は、原則として催事の主催者の関係者及び周辺住民等、特定の方に限られること

Ⅱ 臨時出店の際の施設設備等(抜粋)

1品目のみ食品を扱う場合(露店営業施設基準に準ずる)

設 備	手 洗 い	シンク	冷 蔵 設 備	換気設備
三方と天井を囲んだテント	手指洗浄設備(貯水タンクな		必要に応じ設置	
等、必要に応じ貯水タンク	ど)、手指消毒設備(アルコー	不要	(クーラーボックスな	不要
及び排水タンクを設置	ルなど)		ど)※温度計を設置	

2品目以上食品を扱う場合は、臨時営業施設基準に準ずる (露店営業及び臨時営業取扱要領第6の3参照)

Ⅲ 臨時出店の際に必要な衛生事項(抜粋)

- 1 使用水は飲用適の水を使用する(水道水以外は水質検査で飲用に適するか確認してください)
- 2 原材料等食品の衛生的な保管(冷凍・冷蔵品の温度帯を守る、区分け保管をするなど)
- 3 営業時に出たゴミを適切に処理する

IV 臨時出店に必要な手続き

出店前に、臨時出店届出書を記入し、長野市保健所窓口へ提出してください。 届出済証(届出書のコピー)をその場でお渡しします。出店時に携帯してください。

- 催事等の名称、主催者名、目的 ○出店場所の配置図及び平面図とその地図、出店期間、
- 〇 提供する品目名、調理方法 〇食品衛生に関する責任者の連絡先、調理従事者数

V 臨時出店の取扱食品

臨時出店で提供できる食品は、裏面の表のとおりです。

これら取扱食品については、煮る、焼く、揚げる等、加熱するものについて、中心部まで十分に 加熱し提供する必要があります。

露店営業施設基準に準じた設備の場合(この中から1品目)

分類	分類の説明	品目			
		おでん、豚汁、煮込み、汁粉、ぜんざい、			
		雑煮 等			
_	その他、煮て販売するもの				
	肉串焼き(焼きとり、牛串等)、魚介串焼				
焼き物類		き(いか焼き等)、焼肉(焼肉、焼きソー			
	等した具を、その場で焼いたもの	セージ類、野菜炒め等)、焼魚介類(焼魚、			
		焼貝等)等			
	生地にあらかじめ仕込み(細切等)し、冷蔵等	お好み焼き、チヂミ、広島焼、たこ焼き			
	した具を加えて焼いたもの	等			
	麺にあらかじめ仕込み(細切等)し、冷蔵等し	焼きそば、焼きうどん、焼きビーフン等			
	た具を加えて焼いたもの				
	あらかじめ許可営業施設において成型し、冷	五平餅、焼きおにぎり、焼餅 等			
	蔵等した米飯類を、その場で焼いたもの				
-	その他、焼いて販売するもの				
ā	あらかじめ揚げる状態に加工した具を揚げ	から揚げ、フライドポテト、アメリカン			
揚げ物類	たもの	ドッグ、春巻き 等			
	その他、揚げて販売するもの				
	あらかじめ蒸す状態に加工した具を蒸した	蒸しぎょうざ、蒸ししゅうまい 等			
蒸し物類	ŧの				
	その他、蒸して販売するもの				
飲料	コップなどで小分け販売するもの(複数の既製品飲料の混合を含む)(フロート類を除				
(酒類含む)	⟨∘⟩				
đ	あらかじめ焼く状態に加工した半製品を焼				
焼菓子類	いたもの、生地にあん等を加えて焼いたもの	焼団子、焼きまんじゅう、クレープ、たい焼、回転焼 等			
4	等				
# 黄 フ ※ 方	あらかじめ焼く状態に加工した半製品を揚	ドーナッツ類、揚げまんじゅう、蒸しま			
揚菓子類	ずた(蒸した)もの	んじゅう 等			
公苗 乙 粨	あらかじめ仕込みした原料を用いて、その場	べっこう飴、果実飴、カルメ焼 等			
台菓子類	で簡単な加工を行って作る飴菓子				
バーガー類	その場で加熱調理したパティやソーセージ	ハンバーガー又はドッグ類			
	類をパンにはさみ直ちに客に提供するもの				
		かき氷、ところてん、アイスクリーム類			
		(いわゆるソフトアイスに限る。)、果実			
その他	その場で簡単な調理・加工で提供するもの	チョコ(果実にチョコをからめたもの)、			
		ポップコーン(キャラメル等をからめた			
		もの)等			

※臨時営業施設基準に準ずる設備とした場合の取扱品目は、お問合せください。 (露店営業及び臨時営業取扱要領別表 2)

お問い合わせ先

長野市保健所食品生活衛生課(長野市若里六丁目6-1)